

## 障害者自立支援特別対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）の円滑な施行を図り、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、別に定める障害者自立支援対策臨時特例基金（以下、「基金」という。）による障害者自立支援特別対策事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づく事業（以下、「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月28日奈良県規則第8号（以下「規則」という。））に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助金の交付の対象としない。

- (1) 既に実施している事業について、単に県又は市町村の負担を軽減するための事業
- (2) 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
- (4) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

### (補助金の額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める各事業の実施に要する対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じた額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）、その他知事が必要と認める書類（以下、「申請書等」という。）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付について適当と認めるときには、当該申請者に対し補助を指令し補助金を交付する。この場合において、知事が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

### (変更の承認)

第6条 補助の指令を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### (指示及び検査)

第7条 知事は、補助の指令を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

### (補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助の指令を受けた者は、やむを得ない事情により事業を中止又は廃止する必要

が生じた場合には、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業を完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、その完了した日から起算して15日以内（補助事業の交付決定に係る会計年度を超える場合は当該年度以内）に、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、補助の指令をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、概算（精算）払請求書（第5号様式）を知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、第9条の規定による書類を受理した場合において、審査の上適当と認めるときは、補助金を第10条の規定によって概算払した補助金を精算して交付する。

2 前項の規定により、補助金の精算払を受けようとするときは、概算（精算）払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が補助金を他の目的に使用し、又は事業に関して交付に付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条により交付の決定を取り消したときは、期限を定めて既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の返還が適正と認められる額が生じた場合は、期限を定めて当該金額の補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した後も事業により取得し又は効用が増加した機械及び器具等（以下「財産」という。）を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、減価償却期間が経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第6号様式）により、財産処分の承認に関する申請をし、知事の承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満の場合にあっては、この限りではない。

附則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別表)

障害者自立支援特別対策事業補助金交付要綱第2条の補助対象事業は、以下のとおりとする。

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
①事業運営安定化事業	支給決定市町村	ア. 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設 イ. アに加え、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センターが、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援、行動生活援助若しくは共同生活介護又は障害者支援施設へ移行した事業所	市町村が左の事業者に対し給付した以下の内容について補助する。 ア 旧体系施設における事業運営安定化事業 左のAに掲げる特定旧法指定施設等について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について補助する。 イ 新体系事業における事業運営安定化事業 平成18年度から平成23年度までの間に、左のイに掲げる施設が左のイに掲げる新体系事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について補助する。 ウ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置 平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定方法から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の報酬額が改定前の報酬額の90%を下回る場合に、その差額について補助する。	①旧体系施設の場合 ((平成18年3月における実績利用者数×22日[通所]又は30.4日[入所])×90%－当該月の延べ利用者数)×区分A単価 ②新体系事業の場合 (旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額) ③生活介護又は施設入所支援の場合 「(平成21年3月における本体報酬単位数×90%)－(平成21年4月以降の本体報酬単価を用いた場合の平成21年3月の本体報酬単位数)」又は「(旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額)」を選択	給付費	県3/4
	障害児施設を運営する法人	平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設	左に掲げる障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について補助する。	((平成18年9月における定員×22日[通所]又は30.4日[入所])×90%－当該月の延べ利用者数)×基本単価	同上	県10/10

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
②通所サービス等利用促進事業	ア.当該事業所が所在する市町村 イ.支給決定市町村	ア. 通所サービスの場合 当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合(外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。)であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回(1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。)以上であるもの。 1) 通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(障害者支援施設が行う場合も含む。) 2) 旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部  イ. 短期入所の場合 短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所との間の送迎を行った場合	市町村が左の事業者の1年間の当該送迎に要した費用を負担した場合に補助する。	ア. 1事業所あたり年額3,000千円以内  イ. 1人につき片道1,860円	ア. 燃料費、外部委託費、人件費、車両維持費、車両改造費  イ. 定額	県3/4
③新事業移行促進事業	支給決定市町村	特定旧法指定施設	左記の施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に補助を行う。  ア. 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援  イ. 施設入所支援	ア. 1人につき 21年度6,000円 22年度5,700円 23年度5,400円  イ. 1人につき 21年度5,000円 22年度4,750円 23年度4,500円	定額	県3/4
④事務処理安定化支援事業	支給決定市町村	障害者支援施設、特定旧法指定施設	左記の施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に補助を行う。 ア. 定員60人以下の場合は事務職員を常勤換算で2人以上配置していること イ. 定員61人以上80人以下の場合は事務職員を常勤換算で3人以上配置していること ウ. 定員81人以上の場合は事務職員を常勤換算で4人以上配置していること	利用者1人あたり ア. 20千円 イ. 15千円 ウ. 10千円 (1事業所につき1回限り)	定額	県3/4
	障害児施設を運営する法人	障害児施設	同上	同上	同上	県10/10
⑤就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	事業所が所在する市町村	就労移行支援事業者 就労継続支援A型	特別支援学校在学中の障害者、入院中の精神障害者、施設入所支援の障害者に対し、関係者と連携し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメント(暫定支給決定)の実施に向けて調整するための会議等を開催、円滑にアセスメントを実施するための体制整備を実施した場合に補助する。	1事業所あたり1会議あたり 60千円以内 (年10回を限度とする)	会議開催のため必要な報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料	県3/4
⑥地域移行支度経費支援事業	支給決定市町村	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮	左記の施設に2年以上入所等している障害者(宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。)であって、居宅(賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。)、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者に対し、必要となる物品類を、左記の施設が現物支給を行う場合について補助する。	1人あたり30千円以内	地域生活を開始するに当たり必要となる物品類(寝具、タオル、照明器具、食器類その他障害特性上地域生活において必要となるもの)を対象施設が現物支給した場合に要した費用	県3/4

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
	右の施設を運営する法人	精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型	同上	同上	同上	県10/10
⑦小規模作業所緊急支援事業	右の団体	奈良県身体障害者福祉協会連合会、(社)奈良県手をつなぐ育成会、奈良県精神障害者家族会連合会(以下、障害者団体という)	各障害者団体に所属する小規模作業所であって、以下のいずれも満たす小規模作業所の運営に必要な経費を補助する。 ①利用者が概ね5名以上であること ②原則として週4日以上利用できること ③平成23年度末までに新たなサービスへの移行計画(移行促進策を含むこと)を作成すること ④平成17年度までに障害者団体を通じて国庫補助を受けた実績があること	1作業所あたり 1,100千円以内	小規模作業所の運営に必要な指導者に対する賃金、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、使用料及び賃借料	県10/10
⑧障害者自立支援基盤整備事業	右の事業者	平成24年3月末までに障害者自立支援法の指定を受けた、また、受けようとする事業者。  ただし右記【備品購入】のAについては就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練の指定を既に受けた事業者。 イについては重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設または重症心身障害児(者)通園事業を実施する事業者	左の事業者が以下のいずれかの改修、増築又は備品購入をした場合にその費用を補助する。 【改修】 ア 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事 イ ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備 ウ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事 エ その他基盤整備対策に資する改修工事 【増築】 ア 生産事業等のための作業スペースの設置 イ 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事 ウ NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む。) エ その他基盤整備対策に資する増築工事 【備品購入】 ア 新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車両等の整備 イ NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備	改修及び増築 1施設あたり19年度から5年間で20,000千円以内(ただし、改修のイは2,000千円以内、改修のウは5,000千円以内。また、改修等工事の場合は、借用物件、営利法人資産については500千円未満(地方公共団体からの借用物件についてはこの限りでない))  備品購入 1施設あたり20年度から3年間で5,000千円以内(ただし、一式500千円以上の備品を補助対象とする)  ※なお、1施設あたり19年度から5年間で、改修、増築及び備品購入全てあわせて20,000千円以内	工事費及び備品購入費	県10/10
⑨障害者地域移行体制強化事業		-	-	-	-	-
⑨-1 グループホーム・ケアホームへの移行促進事業	右の事業者	グループホーム・ケアホーム事業者	左の事業者がグループホーム等を開始するにあたり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金を負担した場合にその費用を補助する。	入居者1人あたり133千円以内	グループホーム・ケアホーム事業を実施する場合に負担した敷金、礼金	県10/10
⑨-2 地域移行支援事業	右の事業者	施設入所支援、療養介護、障害児施設(入所)	左の事業所が入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合について、かつ以下の全てを満たす場合において定額を補助する。 ア 6ヶ月以上入所している利用者 イ 入所施設職員が、個別支援計画に基づく居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む)への移行支援を行うこと ウ 地域生活の定着を図るため退所後3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと	退所者1人あたり50千円	定額	県10/10

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
⑨-3福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	右の事業者	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、ケアホーム又はグループホーム事業者	左の事業者が以下の事業を実施した場合に、その費用を補助する。 ア 矯正施設退所者等の障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所及びケアホーム又はグループホームにおける受け入れ支援 イ 障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援	ア、イともに1件あたり21年度から3年間で1,000千円以内	矯正施設退所者の受け入れ支援に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	県10/10
⑩一般就労移行等促進事業		-	-	-	-	-
⑩-1 職場実習・職場見学促進事業	右の民間企業等	ア. 就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)事業、授産施設(3障害、通所・入所・小規模)から職場実習を継続的に受け入れる民間企業 イ. 就労移行支援事業者、就労継続支援事業者	アの企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を補助する。 イの事業者が、地域の障害者就業・生活支援センターと協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を補助する。	ア. 1企業あたり20年度から3年間で5,000千円以内 イ. 1回あたり20千円以内	ア. 職場実習を受け入れるために企業内の設備の更新等を実施した場合の備品購入費、工事費 イ. 職場見学に必要な報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料	県10/10
⑩-2 施設外就労等による一般就労移行助成事業	右の事業者	就労移行支援事業者及び指定就労継続支援事業者(A型、B型)	左の事業者が、一般就労への移行や工賃(賃金)の引上げに資する取組みの促進を図るため、就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成する。 ただし、 ・施設外就労、施設外支援を行うにあたって必要な条件を満たすこと。 ・障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。	就労者1人あたり100千円(1回限り)	定額	県10/10
⑩-3 障害者一般就労・職場定着促進支援事業	右の事業者	ア. 就労移行支援事業者 イ. 就労移行支援事業者及び指定就労継続支援事業者(A型、B型)	障害者の一般就労移行、就職後の職場定着に対する更なる促進を図るため、以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて必要な経費を補助する。 ・アの事業者が社会適応等に関する講座企画・開催 ・アの事業者が勉強会、自主交流会の企画及び開催(当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象とする) ・イの事業者が障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施	1回あたり20千円以内(年間最大36回まで)	講座、自主交流会の企画及び開催、勉強会の開催、職務分析に必要な報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料	県10/10
⑩-4 離職・再チャレンジ支援助成事業	右の事業者	就労移行支援事業者、就労継続支援(A型・B型)事業者、旧法授産施設	離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者に対し、以下の支援を本人・親・事業所に実施した場合に補助する。 ア. 離職の危機を迎えている者への対応(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を実施) イ. やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供 ただし、以下を要件とする。 ・本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ・やむを得ずに離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職にむけた調整を企業・本人等の間で実施 ・離職の際、障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等と連携 ・本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を行う。	1人1回につき40千円	定額	県10/10

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
⑩-5 目標工賃達成助成事業	右の事業者	就労継続支援B型	働く障害者の工賃引き上げを支援するため、次年度(平成21年度も含む)の平均工賃月額額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ下記の成果を上げている事業所に対して補助する。 ア. 工賃を30%以上引き上げた事業所 イ. 工賃を20%以上引き上げた事業所	利用者1人につき ア 15,000円 イ 7,500円 (年度につき1回限り)	定額	県10/10
⑩-6 就労継続支援A型への移行助成事業	右の事業者	就労継続支援B型、旧法産産施設	左の事業者の就労継続支援A型への移行を促進し、障害者の就労の充実を図るため、以下の事業を実施した場合に、必要な経費について補助する。 ア. 新たな事業への転換・開拓・開発や、障害者雇用に対する経営ノウハウを持った関係者との協議 イ. ノウハウを得るための先進的な就労継続支援A型事業所等の視察等 ウ. 中小企業診断士による経営診断等により、移行準備を行う際に、移行後の経営計画の策定等を行うノウハウの習得	1事業所あたり600千円以内	協議、視察、経営診断等に必要報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	県10/10
⑪制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業		-	-	-	-	-
⑪-1 相談支援発展推進支援事業	市町村	市町村	市町村(市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。)が相談支援事業を立ち上げるなど相談支援事業を実施し必要な設備整備等を行った場合にその費用を補助する。 また事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等を実施した場合に補助する。	1か所あたり21年度から3年間で1,200千円以内 (ただし、設備整備等については借用物件、営利法人資産については500千円未満)	相談支援事業の実施に要する修繕費、備品購入費、委託料  相談支援事業の発展に必要な報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	県10/10
⑪-2 居住サポート事業立ち上げ支援事業	市町村	市町村	市町村(市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。)が居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等を行った場合にその費用を補助する。	1圏域あたり21年度から3年間で1,000千円以内	居住サポート事業立ち上げ支援事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、修繕費、備品購入費	県10/10
⑪-3 地域自立支援協議会運営強化事業	市町村	市町村	市町村が地域自立支援協議会の運営強化に必要な次の事業を行った場合に補助する。 ア. 社会資源マップの作成 イ. 地域自立支援協議会の事務局職員及び関係者に対する、先進地の自立支援協議会の視察等研修会の実施 ウ. 社会資源の紹介や関係機関相互の情報共有に資するためのホームページの立ち上げ・運営	1圏域あたり21年度から3年間で1,000千円以内	地域自立支援協議会運営強化事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	県10/10

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
⑫相談支援・充実強化事業	市町村	指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可	障害者等に対して障害福祉施策に関する情報を周知するため、相談支援の充実・強化を図る事業に対し、助成する。 ア 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施 イ 障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施 ウ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業	1市町村あたり20年度から4年間で1,700千円以内	相談支援の充実強化を図るために必要な報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	県10/10
⑬ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	市町村	市町村	市町村が障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置をした場合にその費用を補助する。	1圏域あたり21年度から3年間で1,500千円以内	体験交流スペースの整備及び遊具の設置に要する修繕費、備品購入費、委託料	県10/10
⑭障害者自立支援法等改正施行円滑化事務等特別支援事業	市町村	市町村	市町村が、障害者自立支援法・児童福祉法の改正に伴って一次的に必要な以下の経費を負担した場合にその費用を補助する。 ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費(保守、維持管理料を除く。) イ 広報啓発経費 ウ その他改正に伴い一時的な事務処理に要する経費	市町村毎に別に定める額の合計以内を基準に、協議により知事が認めた額。	障害者自立支援法円滑化事務等事業を実施するために必要な報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	県10/10
⑮その他法施行に伴い緊急に必要な事業		-	-	-	-	-
⑮-1 事業者コスト対策事業	右の事業者	ア. 事務処理コスト対策(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)又は障害児施設(新体系) 平成20年度までに指定を受けた居宅介護(重度訪問介護及び行動援護を含む。)、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所共同生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助を行う事業所又は障害者支援施設	左の事業者が、安定的かつ円滑な新体系への移行等につき、以下を対象にその費用を補助する。 事務処理コスト対策 平成21年度報酬改定に伴う請求システム改修	1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額	燃料費、備品購入費	県10/10

事業名	実施主体	補助事業者	事業内容	基準額	対象経費	補助率
⑮-2 オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	市町村	市町村	市町村がオストメイトの社会参加を一層促進するため既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備を整備した場合にその費用を補助する。	1か所あたり500千円以内(工事費は除く)	設備等備品購入費	県10/10
⑮-3 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	市町村	市町村	地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、以下の事業を実施した場合にその費用を補助する。 ア. 市町村が視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備 イ. 音声コード普及のための研修及び広報 ウ. 平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対する支援	ア. 1市町村あたり1,000千円以内(未実施市町村のみ対象) イ. 1市町村あたり300千円以内 ウ. 地デジ対応聴覚障害者用情報受信装置1台あたり75千円以内	視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	県10/10
⑮-4 体育館等バリアフリー緊急整備事業	市町村	市町村	一般の公立体育館等でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に要する経費を補助する。	1圏域あたり8,000千円以内	備品購入費、工事費	県10/10